

安全保障理事会決議 2317 (2016)

2016年11月10日、安全保障理事会第7807回会合にて採択

安全保障理事会は、

ソマリアおよびエリトリアにおける状況に関する全ての安保理の従前の諸決議並びに安保理議長諸声明、とりわけ諸決議 733 (1992)、1844 (2008)、1907 (2009)、2036 (2012)、2023 (2011)、2093 (2013)、2111 (2013)、2124 (2013)、2125 (2013)、2142 (2014)、2182 (2014) および 2244 (2015) を想起し、

ソマリアに関するソマリアおよびエリトリア監視グループ (SEMG) の最終報告書 (S/2016/919) およびエリトリアに関する同最終報告書 (S/2016/920) 並びにソマリアおよびエリトリア両方における状況に関するその結論に留意し、

ソマリア、ジブチおよびエリトリアそれぞれの主権、領土保全、政治的独立および統一に対する安保理の尊重を再確認し、

同地域における平和と安定に対する重大な脅威としての、ソマリアに関する武器禁輸に違反したソマリアに対するおよびソマリアを通った並びにエリトリアに関する武器禁輸に違反したエリトリアに対する、あらゆる武器の流れと弾薬の供給を非難し、

アル・シャバーブが、ソマリアおよび同地域の平和と安定に対する重大な脅威を与え続けていることに懸念を表明し、

ソマリア連邦政府 (FGS)、地方行政と SEMG との間の一層改善された関係を歓迎し、そして将来における更に改善しまた強化しているこれらの関係の重要性を強調し、

ソマリアおよびエリトリアに関する諸決議 751 (1992) と 1907 (2009) に従った委員会 (「同委員会」) に対するその通告を改善する FGS の取組を歓迎し、特に事後通告に関する、将来における更なる

進展を期待し、そしてソマリアにおける改善された武器と弾薬管理は、同地域に対する一層の平和と安定の基本的な要素であることを想起し、

主要な経済および財政機関を回復させる FGS の予備的な取組並びに財政的な統治と構造改革において達成された進展に留意し、そして資金洗浄対策法の通過と財務報告センターの設立を歓迎し、

2016 年のソマリアにおける選挙の準備期間中と実施における財政の道義性の重要性を強調し、またソマリアにおける腐敗と戦い、透明性を促進しそして相互責任を増すための更なる取組の必要性を強調し、

ソマリアが管轄権を持つ水域における違法、無報告および無規制漁業の報告に重大な懸念を表明し、違法、無報告および無規制漁業を自制することの重要性を強調し、同問題に関する更なる報告を歓迎し、そして FGS に対し、国際社会の支援を得て、漁業許可証が、責任あるやり方でまた適切なソマリアの法的枠組に沿って発行されることを確保することを奨励し、

ソマリアで人道援助を提供することにおける現行の困難に重大な懸念を表明し、そして人道援助の提供を妨害しているあらゆる当事者、並びにあらゆる人道基金または供給品の着服若しくは流用を最も強い文言で非難し、

FGS が、その住民を保護する主要な責任を有していることを想起し、そして優先事項としての、その自らの治安部隊の能力を構築する、地方行政と協働した、FGS の責任を認識し、

エリトリアの政府代表と SEMG との間の二回の会合と 6 通の書簡に留意し、SEMG が、2011 年以降エリトリアを訪問できずそしてその職務権限を十分に発揮できていなかったことに懸念を表明し、深められた協力は、関連する安全保障理事会諸決議のエリトリアの遵守について安保理がより良く知られることに役立つことを強調し、

その現在のまた二つの従前の職務権限の過程において、SEMG は、エリトリア政府がアル・シャバーブを支援しているという何らかの証拠を発見しなかったことに留意し、

ある地域的な武装集団に対する現行のエリトリアの支援についての SEMG による報告に懸念を表明し、そして SEMG に対し、この問題に関する更なる詳細な報告と証拠を提出することを奨励し、

2008 年の衝突以降戦闘で行方不明になったジブチの戦闘員の現行の報告に重大な懸念を表明し、エリトリアに対し、SEMG に対するものを含めて、戦闘員に関連するあらゆる利用可能な詳細な情報を共有することを促し、

2016 年 3 月のエリトリアによる 4 名の捕虜の解放を歓迎し、カタール国による仲介努力に対する支援を表明しそしてこの問題並びにジブチとエリトリアとの間の国境紛争を解決する最終的且つ拘束力のある解決策に達するためカタール国による更なる仲介努力を奨励し、

決議 1907 (2009) によりエリトリアに関して与えられた武器禁輸の条件を遵守している全ての加盟国にそれが加えた重要性を強調し、

ソマリアにおける状況、並びにジブチとエリトリア間の紛争は、同地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

武器禁輸

1. 決議 733 (1992) の第 5 項により課せられそして決議 1425 (2002) の第 1 項と 2 項において更に詳述されまた決議 2093 (2013) の第 33 項から 38 項および決議 2111 (2013) の第 4 項から 17 項、決議 2125 (2013) の第 14 項、決議 2142 (2014) の第 2 項並びに決議 2244 (2015) の第 2 項から 10 項により変更されたソマリアに関する武器禁輸 (以下「ソマリアに関する武器禁輸」として言及する) を再確認する。

2. 決議 2142 (2014) の第 2 項に定められた規定を 2017 年 11 月 15 日まで延長することを決定し、そしてその意味でソマリアに関する武器禁輸は、決議 2111 (2013) の添付文書に定められた品目の提供に関するものを除いて、ソマリア国民に対する安全を提供するため、ソマリア国家治安部隊の実

用化のためだけに意図された、兵器、弾薬または軍用装備の提供若しくは助言、援助または訓練の提供には適用されるものではないことをくり返し表明する。

3. 防衛目的のための武器および関連物資を運んでいる船舶の一時的な訪問のためのソマリア港への入港は、そのような品目が当該船舶に常に積まれていることを条件として、ソマリアに関する武器禁輸に違反したそのような品目の提供になるものではないことを再確認する。

4. ソマリア国家治安部隊の実用化のためだけに販売または供給された兵器若しくは軍用装備は、ソマリア国家治安部隊の軍務についていないあらゆる個人または団体に対して、再販売され、譲渡され若しくは彼らにより利用可能とされてはならないことをくり返し表明し、そしてその備蓄の安全且つ効果的な管理、貯蔵および防護を確保する FGS の責任を強調する。

5. より厳格な兵器登録、記録および識別手続の、FGS による、開始をこれに関連して歓迎し、FGS 内からの継続した兵器の移転の報告に懸念を表明し、一層の改善された兵器管理が、兵器の移転を防止するために、極めて重要であることに留意し、兵器および弾薬管理のための詳細な運用手続基準を策定する FGS の取組を歓迎し、また FGS に対し、可及的速やかにこれらの手続を完了しそして実施することを促す。

6. 合同検証チーム (JVT) を設立することにおける FGS の取組を更に歓迎しそして加盟国に対し、兵器および弾薬を管理するため FGS の能力を改善する改善された兵器および弾薬管理を支援することを促す。

7. 決議 2182 (2014) の第9項に従ってまた決議 2244 (2015) の第7項で要請された安全保障理事会に対する FGS 報告における改善を歓迎し、FGS と地方行政に対し、国家治安警察に基礎を置くソマリア治安部隊の構成について持続可能なそして包括的な合意を優先させることを求めまた FGS に対し、2017年3月30日までにその後は2017年9月30日までに、地域的なまた民兵の部隊の地位を含む、その治安部隊の構造、構成、兵力および配置について、決議 2182 (2014) の第9項に従ってまた決議 2244 (2015) の第7項で要請された安全保障理事会に対して報告することを要請する。

8. FGS は、決議 2142 (2014) の第3項から8項に従って、同委員会に通報する主要な責任があ

ることを想起し、同委員会に対するその通報を改善することにおける FGS の取組を歓迎する。

9. FGS に対し、決議 2142 (2014) の第 6 項に定められた引渡の完了と決議 2142 (2014) の第 7 項に定められた輸入された武器および弾薬の配分先の部隊に関する期限と通報の内容を改善することを求める。

10. 決議 2111 (2013) の第 11 項 (a) に定められた通報手続に従った加盟国の義務を強調し、ソマリアの治安部門機関を実用化する援助を提供するための通報手続に厳格に従う加盟国の必要性を強調し、そして加盟国に対し、指針として、2016 年 3 月 14 日の実施援助通知を考慮することを奨励する。

11. 決議 2142 (2014) の第 2 項を想起しそしてソマリア国家治安部隊の実用化に対する支援は、なかんずく、社会資本を構築することとソマリア国家治安部隊に対してのみ提供される給与および年金の提供を含むことができることを想起する。

12. 攻撃作戦の一部としてまたは適切な場合にはその他のソマリア国家治安部隊に関与している、自らの職務権限を実施することの過程で、捕獲したあらゆる軍用装備を文書に記録しそして登録するため、決議 2182 (2014) の第 6 項で定められたように、アフリカ連合ソマリアミッション (AMISOM) による協力の増加を促す。

13. FGS と地方行政に対し、その治安部隊の文民監視を高めること、とりわけ国際人道法の違反について責任を有する個人の調査と起訴を通じた、人権の詳しい調査を含む、全ての防衛および治安要員の適切な詳しい調査手続を採択しそして実施することを求め、そしてこの文脈において、ソマリア国軍に対して国際連合により提供された支援に関して事務総長の人権およびデュー・ディリジェンス政策の重要性を想起する。

14. ソマリア治安部隊に対する時宜を得たまた予測可能な給与の支払いの重要性を強調しそして FGS に対し、ソマリア治安部隊に対する支払いと食糧供給の期限と責任を改善するためのシステムを実施することを求める。

15. ソマリア国家治安部隊の能力を構築する必要性、とりわけ AMISOM からソマリア治安部隊へ

の治安責任の段階的な引き渡しを可能にする信頼に足る、専門的な治安部隊を構築するため、装備、訓練および指導の提供を想起し、そしてこれに関連した更なる資金供与者の支援を奨励する。

16. 決議 1907 (2009) の第5項と6項により課されたエリトリアに関する武器禁輸（以下「エリトリアに関する武器禁輸」として言及する）を更に再確認する。

平和および安全に対する脅威

17. 国家構築努力にリスクを与えている汚職と公的資源の流用の継続した報告に懸念を表明し、国家構築努力にリスクを与えている、FGS、地方行政、連邦構成国および連邦議会の構成員が関与している財政上の不正の報告に深刻な懸念を表明し、そしてこの文脈においてソマリアにおける平和と和解過程を脅かしている行為に従事した個人は、対象を特定した措置の一覧表に掲載される可能性があることを強調する。

18. FGS が、FGS と国際通貨基金（IMF）との間で継続している関与を含むその財政管理手続を改善するために行ってきた取組を歓迎し、ソマリア当局に対し、改革の歩みを維持しまた職員監視計画の継続と歳入徴収と予算配分における透明性、説明責任、包括性および予測性の増加を支援する IMF が勧告した計画の実施を続けることを奨励し、そしてソマリア通貨の匱乏の発生と分布に懸念を表明する。

19. ソマリアの天然資源に対するその主権を再確認する。

20. ソマリアにおける石油部門が、紛争の増加を駆り立てるものになり得ることに安保理の深刻な懸念を表明し、そしてその意味でソマリアにおける石油部門が緊張の源にならないことを確保するため、資源共有取極と信頼に足る法的枠組を、不当に遅滞することなく、導入する FGS の不可欠の重要性を強調する。

21. 違法な砂糖貿易、農業生産および家畜への課税を含む、天然資源からの収入へのアル・シャバーブの増加している依存に深刻な懸念を表明しそしてこの問題に関する更なる SEMG 報告を期待する。

木炭禁輸

22. 決議 2036 (2012) の第 22 項に定められた、ソマリアの木炭の輸入および輸出に関する禁止（「木炭禁輸」）を再確認し、ソマリアからの木炭の輸出の減少およびソマリア発の木炭の輸入を防止する加盟国の取組の増加を歓迎し、ソマリア当局がソマリアからの木炭の輸出を防止するための必要な措置を講じるものとするをくり返し表明し、そして加盟国に対し、禁輸の完全実施を確保するための自らの取組を続けることを促す。

23. AMISOM が、ソマリアからの木炭の輸出に関する総合的な禁止を実施することにおいてソマリア当局を支援し援助するという、決議 2111 (2013) の第 18 項における安保理の要請をくり返し表明しそして AMISOM に対し、木炭を輸出している港に対する SEMG の定期的なアクセスを促進することを求める。

24. ソマリアへのまたソマリアからの木炭の輸出と輸入を途絶させるためのその取組において連合海上部隊(CMF)の取組を歓迎し、そして木炭貿易について同委員会に通知し続けている SEMG と CMF との間の協力を更に歓迎する。

25. 木炭貿易が、アル・シャバーブに対する資金を提供していることに懸念を表明し、そして決議 2182 (2014) の第 11 項から 21 項をその意味でくり返し表明し、また決議 2182 (2014) の第 15 項に定められた規定を 2017 年 11 月 15 日まで延長することを更に決定する。

26. 国際連合薬物犯罪事務所に対し、ソマリアの木炭貿易を途絶させるための戦略を策定するため関連する加盟国と国際機構を呼び集めるための海上犯罪に関するインド洋フォーラムの下で、その現在の職務権限の範囲内で、その活動を継続することを奨励する。

人道的アクセス

27. ソマリアにおける重大な人道状況に深刻な懸念を表明し、人道関係者に対する攻撃の増加および資金供与援助のあらゆる誤用並びに人道援助の提供の妨害を最も強い文言で非難し、そして全ての当事者が、ソマリア中で必要としている人々に対する援助の時宜を得た提供のための十分な、安全なそし

て妨害のないアクセスを認め且つ促進するという安保理の要求をくり返し表明しそして FGS に対し、援助国のための規制環境を改善することを奨励する。

28. 2017 年 11 月 15 日までまたどこで実行される人道援助計画でも害することなく、決議 1844 (2008) の第 3 項により課された措置は、国際連合、国連専門機関または計画、人道援助を提供する国際連合総会でのオブザーバーの地位を有する人道組織および国際連合ソマリア人道対応計画に参加している二国間または多数国間で資金提供された非政府組織を含む実施関係者による、ソマリアにおける緊急に必要とされた人道援助の時宜を得た提供を確保するために必要な基金の支払い、その他の金融資産または経済資源には適用されないものとすることを決定する。

29. 緊急援助調整官に対し、ソマリアにおける人道援助の提供に関してまたソマリアにおける人道援助の提供に対するあらゆる妨害に関して 2017 年 10 月 15 日までに安全保障理事会に報告することを要請し、そして関連する国際連合機関および国際連合総会でのオブザーバーの地位を有する人道組織並びにソマリアで人道援助を提供しているその実施関係者に対し、国際連合との情報を共有するためその協力と意思を増すことを要請する。

エリトリア

30. エリトリア政府と関与する SEMG の現行のまた著しい努力を歓迎し、その意味でエリトリア政府の代表と SEMG との間の二回の会合を想起し、エリトリア政府が、決議 2182 (2014) の第 52 項におけるものを含む、安保理のくり返された要請に沿って、その職務権限を十分に発揮するため、エリトリアへの SEMG の入国を促進するという安保理の期待をくり返し表明し、そして深められた協力は、関連する安全保障理事会諸決議のエリトリアの遵守について安保理がより良く知らされることに役立つことを強調する。

31. エリトリア政府に対し、エリトリアへの SEMG の訪問を促進し、そしてその後の SEMG によるエリトリアへの定期的な訪問を支援することを促す。

32. エリトリアに対し、決議 2060 (2012) の第 13 項に含まれそして決議 2093 (2013) の第 41 項で更新された SEMG の職務権限に従って、SEMG と十分に協力することを求める。

33. 関係した者が、あらゆる残っているジブチの捕虜の存在と条件を確認できるように、エリトリア政府がアクセスを許可しそして、2008年の衝突以降戦闘で行方不明になったジブチの戦闘員に関連する、SEMGに対するものを含めて、あらゆる詳細な情報を利用可能にするという安保理の要求を強調する。

34. 2017年4月30日が期限となっているSEMGによる来るべき中間の最新情報に照らして、また関連する安全保障理事会諸決議を考慮して、エリトリアに関する措置を見直す安保理の意図を表明する。

ソマリア

35. 対象を特定した措置を課した決議1844(2008)および一覧表掲載基準を拡大した諸決議2002(2011)と2093(2013)を想起し、そして決議1844(2008)の下での一覧表掲載基準の一つは、ソマリアの平和、安全または安定を脅かす行為に関与していることに留意する。

36. 上述の基準に基づく個人および団体に対する対象を特定した措置を採択する安保理の意図をくり返し表明する。

37. SEMGの調査においてSEMGを支援するという加盟国に対する安保理の要請をくり返し表明し、SEMGの調査または活動を妨害することは、決議1907(2009)の第15項(e)の下での一覧表掲載のための基準であることをくり返し表明しそしてFGS、地方行政およびAMISOMに対し、アル・シャバーブの活動に関してSEMGと情報を共有することを更に要請する。

38. 決議2060(2012)の第13項で定められそして決議2093(2013)の第41項で更新されたソマリアおよびエリトリアのSEMGの職務権限を2017年12月15日まで延長することを決定し、そして遅くとも2017年11月15日までに職務権限を見直し更なる延長に関して適切な措置を講じる安保理の意図を表明する。

39. 事務総長に対し、従前の諸決議に従って設立されたSEMGの構成員の専門知識に、適切な場

合には、頼りつつ、2017年12月15日までに、同委員会と協議して、SEMGを再設立するため可能な限り迅速に、必要な行政措置を講じることを要請し、そしてSEMGの職務権限の提供を促進するため、既存の資源の範囲内で、SEMGに対する行政支援が調整されることを更に要請する。

40. SEMG に対し、同委員会に対して月毎の最新情報を、また包括的な中間の最新情報を提供すること、並びに安全保障理事会の審議のために、同委員会を通して、決議 2060 (2012) の第 13 項に定められそして決議 2093 (2013) の第 41 項と決議 2182 (2014) の第 15 項で更新されたあらゆる任務を扱っている、一つはソマリアに関してまたもう一つはエリトリアに関して焦点を絞った、二つの最終報告書を、2017年10月15日までに提出することを要請する。

41. 同委員会に対し、その職務権限に従ってまた SEMG とその他の関連する国際連合機関と協議して、SEMG の報告書に含まれた勧告を審議することそして継続している違反に反応して、ソマリアおよびエリトリアの武器禁輸の実施と遵守、ソマリアからの木炭の輸入と輸出に関する措置の実施、並びに決議 1844 (2008) の第 1 項、3 項および 7 項並びに決議 1907 (2009) の第 5 項、6 項、8 項、10 項、12 項および 13 項で課された措置の実施を改善する方法を安全保障理事会に勧告することを要請する。

42. 同委員会に対し、この決議の完全な遵守を国家に奨励することを目的として、上記の措置の完全且つ効果的な実施を高めるため、委員長および／または委員による選別した国への、適切な場所と時の、訪問を審議することを要請する。

43. この問題に引き続き取り組むことを決定する。